

## 「いちご王国・栃木」関西圏プロモーション事業業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する「いちご王国・栃木」関西圏プロモーション事業業務委託業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとする。

### 1 業務の目的及び背景

#### (1) 目的

いちごをはじめとする県産農産物を活用したプロモーションを展開し、関西圏における「いちご王国・栃木」の認知度向上及び県産農産物の購買意欲の向上を図る。

#### (2) 背景及び事業の考え方

これまでのプロモーションにより関西圏における「いちご王国・栃木」の認知度は徐々に向上しているが、依然として低い状況にある。そのため、今後も県産農産物を活用した関西圏でのプロモーションを継続し、本県が「いちご王国」であることを周知するとともに、県産農産物の喫食機会や県産農産物を活用する体験機会を創設し、本県の認知度向上及び消費者の購買意欲の向上に努める必要がある。

### 2 委託期間

契約締結日から令和7(2025)年3月21日(金)まで

### 3 業務内容

県産農産物の認知度が低い関西圏において、「いちご王国・栃木」の認知度や消費者の購買意欲の向上を図るイベントを実施すること。

なお、イベントの実施にあたり、県大阪センター等と十分に連携すること。

#### (1) 「いちご王国」クリスマスフェア

集客の見込まれる施設において「とちあいか」等を活用したスイーツや県産いちごを販売するフェアやマルシェの開催又はポップアップストア出店を行うこと。

なお、開催場所との調整や販売品の手配を行うとともに、フェア当日の会場装飾や販売補助を行うこと。

ア 時期：令和6(2024)年12月

イ 場所：大阪市内百貨店等の集客が見込まれる施設

#### (2) 「いちご王国」バレンタインフェア

集客の見込まれる施設において「とちあいか」等を活用したスイーツや県産いちごを販売するフェアやマルシェの開催又はポップアップストア出店を行うこと。

なお、開催場所との調整や販売品の手配を行うとともに、フェア当日の会場装飾や販売補助を行うこと。

ア 時期：令和7(2025)年1月又は2月

イ 場所：大阪市内百貨店等の集客が見込まれる施設

### (3) 「いちご王国・栃木」フェア

集客が見込まれる施設において「いちご王国・栃木」のPRイベントや県産いちごマルシェ、ポップアップストア出店等を実施すること。フェアでは「とちあいか」等を活用したスイーツや県産いちごの販売を行うとともに来場者が「いちご王国・栃木」を認知し、本県に対する関心を高める企画を実施すること。

なお、開催場所との調整や販売品等の手配を行い、フェア期間中の会場装飾や運営補助を行うこと。

ア 時期：令和7(2025)年1月又は2月

イ 場所：大阪市内の商業施設等

### (4) 県産農産物魅力体験プログラム

クッキングスタジオ等の調理が可能な施設において、県産農産物を活用した料理教室やワークショップ等を実施すること。本プログラムでは、参加者に対して県産農産物の魅力を訴求するとともに、本県の認知度向上を図ること。

なお、本プログラムで使用する食材の手配を行うこと。

ア 時期：指定なし

イ 場所：料理教室、ワークショップ等が可能な施設

## 4 留意事項

### (1) 「いちご王国」に係るプロモーションの統一イメージ

「いちご王国」プロモーションは、前年度に引き続き、20～30代の女性をメインターゲットに設定し、統一イメージであるピンク・赤・白を基調とした色調を用いて王国感を演出するとともに、1(1)目的に示した趣旨に沿った統一感あるプロモーションを展開すること。

### (2) 企画提案書の記載内容

企画提案書には、企画内容、業務スケジュール、イベント会場のイメージ、イベントの警備計画及び広聴計画を記載すること。

### (3) イベントに係る農産物等の調達

イベントの開催にあたり、農産物等を調達する際には関係団体と十分調整の上、連携を図るとともに、物流(配送)についても効率的な方法を検討すること。

また、「いちご王国・栃木」及び県産いちごのブランド価値を損なうことのないよう、農産物等の品質等について十分留意すること。

### (4) その他

ア これまで訴求してきた各品種や県産農産物が持つイメージ(特性、ターゲット等)を踏襲したプロモーションとすること。

イ いちご及び関連商品の販売を行う場合には、スタッフが一般消費者に対して県産いちごの魅力等について十分な知識を持って当たれるよう、予め必要な指導及び調整を行うこと。

ウ 試食等の実施に当たっては、会場の管理者等と調整し、関係法令を遵守するとともに、必要に応じて関係機関等と調整すること。

エ 緊急時の対応体制(地震及び火災発生時、体調不良者発生時、けが人発生時等)や警備

体制を作成すること。

オ イベント実施に当たっては、「栃木県環境配慮方針」に基づき環境負荷等の軽減を図ること。

カ 事業の効果測定（広告換算金額の算定等）を必ず行うこと。

## 5 実施計画書及び報告書の提出

- (1) 乙は、契約締結後遅延なく、乙が提案した企画提案書を基に、イベント内容等の具体的な業務内容を甲と協議し、「実施計画書（任意様式）」を作成して甲に提出すること。
- (2) 乙は、イベント開催期間中の実施状況を記録（写真撮影等）し、電子ファイルへ保存したメディア（DVD 等）を甲に提出すること。
- (3) 乙は、業務委託完了後、本業務の実施内容を「実績報告書（任意様式）」として取りまとめ、甲に提出するとともに、当該報告書の電子ファイルを保存したメディア（DVD 等）を一式甲に提出し、甲の検査を受けること。
- (4) 甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

## 6 権利の帰属

委託業務の成果に関する著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下「著作権」という。）は甲に帰属するものとし、乙は著作者人格権（著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。ただし、制作物の全部又は一部に乙が既に著作権を有するものが含まれている場合には、その旨を事前に甲に通知し、当該著作権の取扱いについては、協議の上、定めるものとする。

## 7 その他

- (1) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定する。
- (2) 乙が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報、栃木県個人情報保護条例（平成 13 年条例第 3 号）に基づいて取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めるものとする。
- (3) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。
- (4) 乙は、天災その他乙の責めによらない事由により委託業務の全部又は一部を履行することができない場合は、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更するとともに、履行することができない委託業務に係る経費を明らかにし、甲は当該部分についての委託料の支払いを免れるものとする。